

別紙1

脆弱性評価の結果

1 直接死を最大限防ぐ

1-1 地震等による建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や火災による死傷者の発生

○住宅・建築物の耐震化等<1-1>

【事業課建設水道係】

本村では大地震による被害を未然に防ぎ安全で安心な生活を守るため、昭和 56 年以前の木造住宅の所有者に対して木造住宅耐震診断者派遣事業を実施しているほか、診断の結果、耐震基準を満たさない木造住宅の場合に耐震改修工事費の一部を助成している。

また、避難路沿いにある建築基準法に適合しない又は、地震等で倒壊する恐れがあるブロック塀等が存在しており、耐震化を早急に進める必要がある。

○教育施設の老朽化対策等<1-1>

【教育課学校教育係】

学校等の施設は、児童生徒による平時利用に加え、災害時における地域住民の避難所としての機能を併せ持つ防災拠点としての視点も踏まえ適正な施設の維持管理に務めなければならない。

学校施設の多くは30年以上が経過し、老朽化によるメンテナンス費用の増加は必然であることから、長期的視点にたった施設管理の方針や維持管理計画に基づく管理を進め、効果的な改修の実施と経費の節減を図っていくこととする。また、各施設の耐震化は完了しているものの更なる安全性の向上を目指し、窓ガラスの飛散防止対策など非構造部材の対策等も含めて注力する必要がある。

○村営住宅の老朽化対策等<1-1>

【事業課建設水道係】

老朽化が進む村営住宅は、大規模自然災害の発生時において倒壊や落下物の発生、それに伴う避難経路の閉鎖などの危険性が高くなるなどの課題がある。反面、村営住宅は、災害時に安全に安心して暮らせる住宅ストックの提供という役割も担わなければならないことから、躯体や設備等の施設管理を適切に行っておく必要がある。

○庁舎等の点検・保守管理等<1-1、3-1>

【総務課総務係】

大規模災害発生時においても必要な行政機能を維持し迅速かつ的確な災害対応を行うため、防災拠点となる本庁舎等について、災害対応のための設備を充実させる必要がある。

○空き家対策の推進<1-1>

【事業課建設水道係・産業係】

適切な管理が行われていない空き家は、大規模自然災害の発生時において倒壊に伴

う避難経路の閉鎖や火災発生危険性が高く、周辺環境の衛生、美観、防犯等の課題も有している。

空き家の解消に向けた取り組みとして、村民から寄せられる空き家に対する苦情については、空き家所有者等に対して適正な管理をお願いする文書を送付するなどの対応を行っている。また、空き家バンクによる利活用を促進することにより、空き家の解消に取り組む必要がある。

○宅地の耐震化等<1-1>

【事業課建設水道係】

近年の大地震の際に、大規模に谷や沢を埋めたり、山の中腹に土を盛ったりした造成地では、地滑りなどにより多くの被害が発生しており、今後も大地震の発生が懸念されることから、宅地等の安全性を確保するため、国において「大規模盛土造成地の滑動崩落対策推進ガイドライン」が示されている。令和元年度に一定規模以上の造成地を調査し「大規模盛土造成地マップ」を作成したため、村がガイドラインに基づきマップを公表して住民の防災意識の向上を図っている。

○都市公園等の適切な維持管理<1-1>

【教育課生涯学習係】

都市公園であるさつき公園は、幅広い年齢層の多くの人々が利用するため、遊具の定期点検をはじめ支障木の剪定や伐採、草刈りなど、利用者の支障となることがないように維持管理を実施している。また、災害時の防災拠点施設としても指定されているため、各施設については、長寿命化計画に基づいて維持補修を行い保全に努める。

○消防団の充実・強化<1-1、2-3>

【住民福祉課住民係】

消防団は、地域に密着して住民の安全・安心を守る地域防災の要となる存在であるが、人口減少や就業構造の変化、地域の連帯意識の希薄化などの影響により、団員の減少及び高齢化が進んでいる。そのため若い世代の消防団加入を促進するとともに、消防団活動に対して地域や雇用者側からの理解や支援が得られる環境整備に取り組み、また、消防団活動に必要な消防車両等の更新や資機材の配備を行い、消防団の充実・強化及び地域防災力の向上を図る必要がある。

1-2 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
--

○河川の維持管理・改修等<1-2>

【事業課建設水道係】

本村には、阿武隈川、泉川等の国・県が管理する河川と、村が管理する準用河川が4河川ある。近年は台風等による豪雨や局地的な大雨が頻発しており、令和元年台風19号による大雨では、多数の箇所被害が発生したことから、関係機関と連携をし

て、計画的に河川の改修等を行う必要である。また、堆砂撤去や河道掘削等による適切な維持管理も必要である。

○防災マップの更新<1-2、1-3、1-4>

【住民福祉課住民係】

台風や集中豪雨などにより全国各地で水災害や土砂災害が頻発・激甚化している中、住民の主体的な避難行動等に活用されるよう、洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域等の範囲、警戒レベル、避難所施設の位置、非常時の持ち出し品などの防災情報を盛り込んだ防災マップを更新し、防災・減災対策の充実を図る必要がある。

1-3 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生

○土砂災害防止対策の推進<1-3>

【住民福祉課住民係】【事業課建設水道係】

本村では、土砂災害警戒区域等として県より9箇所が指定されており、また、危険性のある区域として5箇所での基礎調査が終了している（令和2年12月末現在）。危険箇所については、対策工を行う必要がある。

○森林の多面的機能の維持・保全<1-3、7-4>

【事業課産業係】

森林の整備及び保全等を適切に実施し、森林が有する国土保全機能（土砂災害防止、洪水緩和等）を確保するため、総合的な対応として、間伐等の森林整備を継続して実施する必要がある。また、併せて、治水・治山施設の整備等の防災減災対策をハード対策・ソフト対策を組み合わせる必要がある。

○防災マップの更新（再掲）<1-2、1-3、1-4>

【住民福祉課住民係】

台風や集中豪雨などにより全国各地で水災害や土砂災害が頻発・激甚化している中、住民の主体的な避難行動等に活用されるよう、洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域等の範囲、警戒レベル、避難所施設の位置、非常時の持ち出し品などの防災情報を盛り込んだ防災マップを更新し、防災・減災対策の充実を図る必要がある。

1-4 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

○住民等への情報伝達体制の強化<1-4、4-2、4-3>

【住民福祉課住民係】

防災情報については、防災行政無線、災害情報共有システム（Lアラート）、緊急速報メール、村ホームページ、広報車などが伝達手段となっている。

伝達にあたっては、迅速で正確な対応が必要であることから、職員の役割分担を明確にし、日頃から機器操作の訓練等を実施する必要がある。

防災行政無線については、平成29年度にデジタル化に更新し、戸別受信機を各世帯に配備したが、新築住宅など未設置住宅への設置に取り組む必要がある。

また、パソコンや携帯電話を持たない方への情報伝達についても検討を要する。

○福祉避難所の充実確保<1-4、2-4、2-6> 【住民福祉課福祉係】

福祉避難所は災害発生時において、障がいや高齢者等のため、一般の避難所での生活が難しく特別な配慮を必要とする方を受け入れ、安心して生活ができるよう支援を行うために開設する避難所である。

現在、村に2か所の施設が福祉避難所として指定されているが、災害時に福祉避難所で使用する物資や機材が不足すると要配慮者の避難生活が困難になることが懸念されるほか、災害時に開設した福祉避難所に要配慮者以外の者が多数来所してきた場合、要援護者の円滑な非難に影響を与えてしまうことが予想される。

○避難行動要支援者対策の推進<1-4、8-3> 【住民福祉課住民係】

高齢者、障がい者などの要配慮者は、災害情報の受理・認識、避難行動、避難所における生活等の場面で困難に直面することが予想され、要配慮者に対する防災対策が重要な課題となっている。

避難行動要支援者名簿の作成・随時更新や対象者一人一人の具体的な個別支援計画の作成に取り組むとともに、関係機関及び地域住民の協力・連携による避難行動要支援者の避難訓練を実施するなど、地域防災力の向上及び避難行動要支援者対策の充実を推進していく必要がある。

○在留外国人に対する多言語による情報提供<1-4> 【住民福祉課住民係】

令和3年3月1日現在、在留外国人は132人となっている。在留外国人は、言語面での障壁から災害時の要配慮者となる可能性があることから、防災情報や避難情報の提供に検討が必要である。

○学校安全計画の更新等<1-4> 【教育課学校教育係】

万一の災害時において学校等は、学校安全計画や危険等発生時対処要領(危機管理マニュアル)により、児童・生徒の安全を確保し、適切な避難行動にあたるための計画やマニュアル等の定期的な見直しを図りながら、地震対策を中心とした防災体制の充実と強化が必要である。

○自助・共助の取組推進<1-4、2-1、8-3> 【住民福祉課住民係】

少子高齢化や地域の連帯意識の希薄化等により、災害時に自分の身を守ることや、地域の協力・助け合いで対応することが難しくなっている。大規模な自然災害が

発生した際に、被害を最小限に抑えるため、どのような取組が必要か検討する必要がある。

○防災マップの更新（再掲）＜1-2、1-3、1-4＞

【住民福祉課住民係】

台風や集中豪雨などにより全国各地で水災害や土砂災害が頻発・激甚化している中、住民の主体的な避難行動等に活用されるよう、洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域等の範囲、警戒レベル、避難所施設の位置、非常時の持ち出し品などの防災情報を盛り込んだ防災マップを更新し、防災・減災対策の充実を図る必要がある。

2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

- 物資供給体制の充実・強化<2-1、5-2> 【住民福祉課住民係】

大規模自然災害等の発生時において、被災地で必要となる食料などの生活必需品の物資供給を確保するため、物資等の調達に関する災害時応援協定を関係団体・事業者と締結している。今後も、新規の災害時応援協定の締結や協定締結団体・事業者との連携強化に取り組み、災害時における物資供給体制の充実・強化を推進していく必要がある。
- 非常用物資の備蓄<2-1> 【住民福祉課住民係】

災害発生時に避難所へ避難している被災者等に対し物資を供給できるよう、現在2か所の備蓄倉庫に毛布等を備蓄しているが、数量が不十分なものや備蓄できていないものがあるため、そういった非常用物資の備蓄が必要である。

また、感染症対策のため、マスクや消毒液などの備蓄品についても、一定程度は確保しているものの、必要な用品や数量について検討する必要がある。
- 大規模災害時等における広域応援体制の充実・強化<2-1、2-3、3-1、8-2> 【住民福祉課住民係】

大規模災害等が発生し、本村単独では十分な応急措置ができない場合に備え、長野県下条村や南会津郡4町村、白河・西白河管内市町村と相互応援協定を締結しているが、更なる応援体制の充実・強化が必要である。
- 水の安定供給<2-1、2-6> 【事業課建設水道係】

災害時の非常用飲料水を確保するため、3,000トンの配水池を保有しているほか、踏瀬浄水場を緊急稼働できるよう整備している。飲料水を運搬する際に必要となる給水タンクを備蓄しているが、現状ではまだ不足している。また、村内業者と緊急時の応援体制を構築し災害時に備えている。
- 水道施設の耐震化、老朽化対策<2-1、6-2> 【事業課建設水道係】

災害発生時においても、水道による給水機能を確保するため、配水池や重要路線の水道管路の耐震化や老朽管路の更新を行っている。また、経営戦略により将来の更新需要を把握し、計画的に施設の更新を行う必要がある。

○緊急輸送道路及び重要物流道路等の確保<2-1、2-2、5-1、5-2、6-3>

【事業課建設水道係】

災害時には、応急対策活動の実施に必要な物資、資機材、要員等の輸送を行うため、防災計画に位置づけられた緊急輸送道路等の通行を確保する必要があることから、平時より代替路線等とのネットワークを含め整備事業をすすめていく必要がある。橋梁長寿命化計画に基づき、計画的な対策により橋梁の延命化を図る必要がある。

地震などの災害発生時は、道路が通行不能となることにより、緊急自動車や物資、資材及び要員等の輸送に支障をきたすことが想定されることから、災害時における道路施設等の迅速な復旧のため、建設業者等との連携強化を図る必要がある。

○迂回路となりうる農道・林道の整備<2-1、2-2、5-1、5-2>

【事業課産業係】

農道及び林道は、大規模災害の発生時において、基幹交通の寸断に伴う輸送機能の停止や孤立集落の発生を回避するための代替輸送路・迂回路としての役割が期待できることから、防災・減災の観点からも必要な農道・林道について計画的に整備していく必要がある。

○自助・共助の取組推進（再掲）<1-4、2-1、8-3>

【住民福祉課住民係】

少子高齢化や地域の連帯意識の希薄化等により、災害時に自分の身を守ることや、地域の協力・助け合いで対応することが難しくなっている。大規模な自然災害が発生した際に、被害を最小限に抑えるため、どのような取組が必要か検討する必要がある。

2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の発生

○緊急輸送道路及び重要物流道路等の確保（再掲）<2-1、2-2、5-1、5-2、6-3>

【事業課建設水道係】

災害時には、応急対策活動の実施に必要な物資、資機材、要員等の輸送を行うため、防災計画に位置づけられた緊急輸送道路等の通行を確保する必要があることから、平時より代替路線等とのネットワークを含め整備事業をすすめていく必要がある。橋梁長寿命化計画に基づき、計画的な対策により橋梁の延命化を図る必要がある。

地震などの災害発生時は、道路が通行不能となることにより、緊急自動車や物資、資材及び要員等の輸送に支障をきたすことが想定されることから、災害時における道路施設等の迅速な復旧のため、建設業者等との連携強化を図る必要がある。

○迂回路となりうる農道・林道の整備（再掲）＜2-1、2-2、5-1、5-2＞

【事業課産業係】

農道及び林道は、大規模災害の発生時において、基幹交通の寸断に伴う輸送機能の停止や孤立集落の発生を回避するための代替輸送路・迂回路としての役割が期待できることから、防災・減災の観点からも必要な農道・林道について計画的に整備していく必要がある。

2-3 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

○消防団の充実・強化（再掲）＜1-1、2-3＞

【住民福祉課住民係】

消防団は、地域に密着して住民の安全・安心を守る地域防災の要となる存在であるが、人口減少や就業構造の変化、地域の連帯意識の希薄化などの影響により、団員の減少及び高齢化が進んでいる。そのため若い世代の消防団加入を促進するとともに、消防団活動に対して地域や雇用者側からの理解や支援が得られる環境整備に取り組み、また、消防団活動に必要な消防車両等の更新や資機材の配備を行い、消防団の充実・強化及び地域防災力の向上を図る必要がある。

○大規模災害時等における広域応援体制の充実・強化（再掲）＜2-1、2-3、3-1、8-2＞

【住民福祉課住民係】

大規模災害等が発生し、本村単独では十分な応急措置ができない場合に備え、長野県下条村や南会津郡4町村、白河・西白河管内市町村と相互応援協定を締結しているが、更なる応援体制の充実・強化が必要である。

2-4 医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療・福祉機能の麻痺

○地域医療の充実＜2-4、2-6＞

【住民福祉課福祉係】

県南地域医療圏は、県内の中でも特に小児科医が少ないことに加え、開業医の高齢化が進んでおり、平常時でも医療体制確保が困難な状況にある。初動時の医療体制確保のため、平時より医師会や歯科医師会、医療機関との連携・情報連絡体制の強化を図っていく必要がある。

○福祉避難所の充実確保（再掲）＜1-4、2-4、2-6＞

【住民福祉課福祉係】

福祉避難所は災害発生時において、障がいや高齢者等のため、一般の避難所での生活が難しく特別な配慮を必要とする方を受け入れ、安心して生活ができるよう支援を

行うために開設する避難所である。

現在、村に2か所の施設が福祉避難所として指定されているが、災害時に福祉避難所で使用する物資や機材が不足すると要配慮者の避難生活が困難になることが懸念されるほか、災害時に開設した福祉避難所に要配慮者以外の者が多数来所してきた場合、要援護者の円滑な非難に影響を与えてしまうことが予想される。

2-5 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

○感染症予防の推進<2-5>

【住民福祉課福祉係】

感染症の発生・蔓延予防のため、予防接種の接種率向上に向けた取り組みや感染症予防に関する啓発等を実施しているが、今後災害時と関連させた取り組みを実施していく必要がある。特に避難所等における集団生活では感染症が発生しやすい環境にあるため、感染症が発症した際には、蔓延防止のための対策を迅速に行う必要がある。

○家畜伝染病対策の充実・強化<2-5、7-5>

【事業課産業係】

災害時においても家畜伝染病の発生は、救助・救急・医療活動への脅威となりうることから、伝染病発生の予防策、伝染病が発生してしまった際の早期沈静化及びまん延防止対策を迅速かつ的確に行う必要がある。

○農業集落排水処理施設等の強化<2-5、6-2>

【事業課建設水道係】

農業集落排水処理施設等の被災時には、速やかにかつ高いレベルで機能を維持・回復することとしているが、災害発生時の対応手順の定着と確実な実行のため、今後も対応従事者のレベルアップを図っていく必要がある。

被災時には、疫病や感染症等がまん延するリスクがあることから、農業集落排水処理施設等の適切な維持管理が求められているため、「最適整備構想」に基づき、農業集落排水処理施設等を一体的に捉えた長寿命化対策及びライフサイクルコストの低減を推進するため、持続的な機能確保に取り組んでいく必要がある。

○単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換促進<2-5、6-2> 【住民福祉課住民係】

し尿のみを処理する単独処理浄化槽について、平成12年の浄化槽法改正により新設が原則禁止されたが、依然として単独処理浄化槽が残存し、老朽化が進んでいる。生活環境の改善や公共水域の水質保全、感染症のまん延予防を図り、浄化槽の災害耐性を強化するためには、老朽化した単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進していく必要がある。

2-6 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

- 福祉避難所の充実確保（再掲）＜1-4、2-4、2-6＞ **【住民福祉課福祉係】**
福祉避難所は災害発生時において、障がいや高齢者等のため、一般の避難所での生活が難しく特別な配慮を必要とする方を受け入れ、安心して生活ができるよう支援を行うために開設する避難所である。
現在、村に2か所の施設が福祉避難所として指定されているが、災害時に福祉避難所で使用する物資や機材が不足すると要配慮者の避難生活が困難になることが懸念されるほか、災害時に開設した福祉避難所に要配慮者以外の者が多数来所してきた場合、要援護者の円滑な非難に影響を与えてしまうことが予想される。
- 水の安定供給（再掲）＜2-1、2-6＞ **【事業課建設水道係】**
災害時の非常用飲料水を確保するため、3,000トンの配水池を保有しているほか、踏瀬浄水場を緊急稼働できるよう整備している。飲料水を運搬する際に必要となる給水タンクを備蓄しているが、現状ではまだ不足している。また、村内業者と緊急時の応援体制を構築し災害時に備えている。
- 地域医療の充実（再掲）＜2-4、2-6＞ **【住民福祉課福祉係】**
県南地域医療圏は、県内の中でも特に小児科医が少ないことに加え、開業医の高齢化が進んでおり、平常時でも医療体制確保が困難な状況にある。初動時の医療体制確保のため、平時より医師会や歯科医師会、医療機関との連携・情報連絡体制の強化を図っていく必要がある。

3 必要不可欠な行政機能は確保する

3-1 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

- 庁舎等の点検・保守管理等（再掲）＜1-1、3-1＞ 【総務課総務係】
大規模災害発生時においても必要な行政機能を維持し迅速かつ的確な災害対応を行うため、防災拠点となる本庁舎等について、災害対応のための設備を充実させる必要がある。

- 業務継続に必要な体制の整備＜3-1＞ 【住民福祉課住民係】
大規模災害発生時に村の各機関が自らも被災し、人、物、情報等の資源に制約を受けた場合であっても、優先的に実施すべき業務を的確に行うため、業務継続計画を策定し、業務継続体制の充実・強化に取り組む必要がある。

- 大規模災害時等における広域応援体制の充実・強化（再掲）＜2-1、2-3、3-1、8-2＞ 【住民福祉課住民係】
大規模災害等が発生し、本村単独では十分な応急措置ができない場合に備え、長野県下条村や南会津郡4町村、白河・西白河管内市町村と相互応援協定を締結しているが、更なる応援体制の充実・強化が必要である。

- 緊急車両等に供給する燃料の確保＜3-1、6-1＞ 【住民福祉課住民係】
大規模災害等の発生時において、緊急車両や施設等で必要となる燃料の供給を確保するため、燃料等の供給に関する災害時応援協定を締結する必要がある。

- 受援体制の整備＜3-1＞ 【住民福祉課住民係】
内閣府における地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン（平成29年3月）では、被災地方公共団体において受援体制を整備することの必要性が示されている。大規模自然災害の発生時には、行政機関自ら被災し、人、物、情報等の資源に制約を受ける可能性があるとともに、膨大な災害応急対策業務の発生が見込まれることから、他の自治体からの人的・物的支援を適切に受け入れ、迅速かつ的確な災害対応を行う体制を構築するため、受援の窓口や対象業務等を定める受援計画の策定に取り組み、受援体制の整備を推進していく必要がある。

- 電力関係事業者との連携強化＜3-1、6-1＞ 【住民福祉課住民係】
大規模自然災害等に伴う広範囲な停電が発生した場合に、住民の生活と安全を守り、電力設備の迅速で円滑な復旧を図るため、東北電力ネットワーク(株)白河電力セン

ターと災害時の協力に関する協定を締結している。災害時重要施設リストの情報も共有しているが、今後も連携強化を図り、充実に向けて取り組んでいく必要がある。

4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止

○情報通信設備の耐災害性の強化<4-1>

【総務課企画財政係】

大規模災害等が発生した場合であっても、基幹業務系システムの稼働を継続させるため、民間データセンター（耐震改修済）に委託し、基盤サーバや重要なネットワーク機器を運用管理することにより、地震や地域停電でも情報通信設備が止まらない体制を確保している。一方で内部情報系システムについては、本庁舎内にサーバを設置しており、今後データセンターへの移行等の検討が必要である。

○情報システムの業務継続体制（ICT-BCP）の強化<4-1>

【総務課企画財政係】

大規模災害等が発生した場合であっても、重要業務に係る情報システムを中断させず、また、中断に至ったとしてもできるだけ早く復旧させるため、泉崎村情報セキュリティポリシーにより「緊急時の体制」及び「緊急時連絡網」を整備し、障害発生によって甚大な影響を与える情報システム機器の冗長化、保守運用管理体制の確保及び老朽化した機器の更新等により、情報通信ネットワークの安定稼働の維持に取り組んでいる。

4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

○住民等への情報伝達体制の強化（再掲）<1-4、4-2、4-3>

【住民福祉課住民係】

防災情報については、防災行政無線、災害情報共有システム（Lアラート）、緊急速報メール、村ホームページ、広報車などが伝達手段となっている。

伝達にあたっては、迅速で正確な対応が必要であることから、職員の役割分担を明確にし、日頃から機器操作の訓練等を実施する必要がある。

防災行政無線については、平成29年度にデジタル化に更新し、戸別受信機を各世帯に配備したが、新築住宅など未設置住宅への設置に取り組む必要がある。

また、パソコンや携帯電話を持たない方への情報伝達についても検討を要する。

4-3 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

○住民等への情報伝達体制の強化（再掲）＜1-4、4-2、4-3＞ 【住民福祉課住民係】

防災情報については、防災行政無線、災害情報共有システム（Lアラート）、緊急速報メール、村ホームページ、広報車などが伝達手段となっている。

伝達にあたっては、迅速で正確な対応が必要であることから、職員の役割分担を明確にし、日頃から機器操作の訓練等を実施する必要がある。

防災行政無線については、平成29年度にデジタル化に更新し、戸別受信機を各世帯に配備したが、新築住宅など未設置住宅への設置に取り組む必要がある。

また、パソコンや携帯電話を持たない方への情報伝達についても検討を要する。

5 経済活動を機能不全に陥らせない

5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下、経済活動の停滞

○企業の事業継続の支援<5-1>

【事業課産業係】

経済活動の停滞を招かないために、村内企業個々の災害時の対応方針、計画、マニュアルを調査し、事業継続計画（BCP）の策定について検討するほか、それに対応する施策について協議をする必要がある。

○緊急輸送道路及び重要物流道路等の確保（再掲）<2-1、2-2、5-1、5-2、6-3>

【事業課建設水道係】

災害時には、応急対策活動の実施に必要な物資、資機材、要員等の輸送を行うため、防災計画に位置づけられた緊急輸送道路等の通行を確保する必要があることから、平時より代替路線等とのネットワークを含め整備事業をすすめていく必要がある。橋梁長寿命化計画に基づき、計画的な対策により橋梁の延命化を図る必要がある。

地震などの災害発生時は、道路が通行不能となることにより、緊急自動車や物資、資材及び要員等の輸送に支障をきたすことが想定されることから、災害時における道路施設等の迅速な復旧のため、建設業者等との連携強化を図る必要がある。

○迂回路となりうる農道・林道の整備（再掲）<2-1、2-2、5-1、5-2>

【事業課産業係】

農道及び林道は、大規模災害の発生時において、基幹交通の寸断に伴う輸送機能の停止や孤立集落の発生を回避するための代替輸送路・迂回路としての役割が期待できることから、防災・減災の観点からも必要な農道・林道について計画的に整備していく必要がある。

5-2 食料等の安定供給の停滞

○物資供給体制の充実・強化（再掲）<2-1、5-2>

【住民福祉課住民係】

大規模自然災害等の発生時において、被災地で必要となる食料などの生活必需品の物資供給を確保するため、物資等の調達に関する災害時応援協定を関係団体・事業者と締結している。今後も、新規の災害時応援協定の締結や協定締結団体・事業者との連携強化に取り組み、災害時における物資供給体制の充実・強化を推進していく必要がある。

○緊急輸送道路及び重要物流道路等の確保（再掲）＜2-1、2-2、5-1、5-2、6-3＞

【事業課建設水道係】

災害時には、応急対策活動の実施に必要な物資、資機材、要員等の輸送を行うため、防災計画に位置づけられた緊急輸送道路等の通行を確保する必要があることから、平時より代替路線等とのネットワークを含め整備事業をすすめていく必要がある。橋梁長寿命化計画に基づき、計画的な対策により橋梁の延命化を図る必要がある。

地震などの災害発生時は、道路が通行不能となることにより、緊急自動車や物資、資材及び要員等の輸送に支障をきたすことが想定されることから、災害時における道路施設等の迅速な復旧のため、建設業者等との連携強化を図る必要がある。

○迂回路となりうる農道・林道の整備（再掲）＜2-1、2-2、5-1、5-2＞

【事業課産業係】

農道及び林道は、大規模災害の発生時において、基幹交通の寸断に伴う輸送機能の停止や孤立集落の発生を回避するための代替輸送路・迂回路としての役割が期待できることから、防災・減災の観点からも必要な農道・林道について計画的に整備していく必要がある。

6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

6-1 電気・石油・ガス等のエネルギー供給機能の停止

- 再生可能エネルギーの導入拡大<6-1> 【総務課企画財政係】
災害発生時においても、生活・経済活動に必要なエネルギーの供給を確保するため、再生可能エネルギーを始めとした自家消費型の電力創出・供給システムの導入を促進し、エネルギー供給源の多様化を図っていく必要がある。

- 村の要請に基づく避難所等へのLPガス供給<6-1> 【住民福祉課住民係】
「災害時におけるLPガス燃料等の供給協力に関する協定」を一社社団法人福島県LPガス協会白河支部と締結し、災害に伴う停電発生時においても、避難所における被災者の生活支援や応急対策を行うためのLPガス燃料・器具等の供給を受ける体制を構築している。いつ起こるかわからない災害に備えて、日頃から協定に基づく協力量要請や連絡体制を相互に確認し、協定締結事業者との連携強化を図る必要がある。

- 緊急車両等に供給する燃料の確保（再掲）<3-1、6-1> 【住民福祉課住民係】
大規模災害等の発生時において、緊急車両や施設等で必要となる燃料の供給を確保するため、燃料等の供給に関する災害時応援協定を締結する必要がある。

- 電力関係事業者との連携強化（再掲）<3-1、6-1> 【住民福祉課住民係】
大規模自然災害等に伴う広範囲な停電が発生した場合に、住民の生活と安全を守り、電力設備の迅速で円滑な復旧を図るため、東北電力ネットワーク(株)白河電力センターと災害時の協力に関する協定を締結している。災害時重要施設リストの情報も共有しているが、今後も連携強化を図り、充実にに向けて取り組んでいく必要がある。

6-2 上下水道等の長期間にわたる機能停止

- 水道施設の耐震化、老朽化対策（再掲）<2-1、6-2> 【事業課建設水道係】
災害発生時においても、水道による給水機能を確保するため、配水池や重要路線の水道管路の耐震化や老朽管路の更新を行っている。また、経営戦略により将来の更新需要を把握し、計画的に施設の更新を行う必要がある。

○農業集落排水処理施設等の強化（再掲）＜2-5、6-2＞ **【事業課建設水道係】**

農業集落排水処理施設等の被災時には、速やかにかつ高いレベルで機能を維持・回復することとしているが、災害発生時の対応手順の定着と確実な実行のため、今後も対応従事者のレベルアップを図っていく必要がある。

被災時には、疫病や感染症等がまん延するリスクがあることから、農業集落排水処理施設等の適切な維持管理が求められているため、「最適整備構想」に基づき、農業集落排水処理施設等を一体的に捉えた長寿命化対策及びライフサイクルコストの低減を推進するため、持続的な機能確保に取り組んでいく必要がある。

○単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換促進（再掲）＜2-5、6-2＞

【住民福祉課住民係】

し尿のみを処理する単独処理浄化槽について、平成12年の浄化槽法改正により新設が原則禁止されたが、依然として多くの単独処理浄化槽が残存し、老朽化が進んでいる。生活環境の改善や公共水域の水質保全、感染症のまん延予防を図り、浄化槽の災害耐性を強化するためには、老朽化した単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進していく必要がある。

6-3 地域交通ネットワークが分断する事態

○緊急輸送道路及び重要物流道路等の確保（再掲）＜2-1、2-2、5-1、5-2、6-3＞

【事業課建設水道係】

災害時には、応急対策活動の実施に必要な物資、資機材、要員等の輸送を行うため、防災計画に位置づけられた緊急輸送道路等の通行を確保する必要があることから、平時より代替路線等とのネットワークを含め整備事業をすすめていく必要がある。橋梁長寿命化計画に基づき、計画的な対策により橋梁の延命化を図る必要がある。

地震などの災害発生時は、道路が通行不能となることにより、緊急自動車や物資、資材及び要員等の輸送に支障をきたすことが想定されることから、災害時における道路施設等の迅速な復旧のため、建設業者等との連携強化を図る必要がある。

○公共交通の役割＜6-3、8-3＞

【総務課企画財政係】

災害時には、交通手段を持たない学生や高齢者、障がい者のほか、鉄道、道路などの被災により通常の移動が困難になる方が多くなることが見込まれるため、これらの方に対し、通勤、通学、通院、買い物などの日常生活に必要な移動手段を確保することが求められる。

6-4 異常渇水等により用水の供給の途絶

○渇水への対策<6-4>

【事業課建設水道係】

堀川ダム渇水調整連絡協議会に参加し情報収集や対応を行っているほか、監視システムにより取水井戸の水位を監視している。また、堀川ダムからの水の供給量が決まっているため、水の不足する時期には踏瀬浄水場を稼働し対応しているが、余裕が少ないため、休止している浄水場の処理施設の整備も検討していく必要がある。

○農業用水の渇水対策<6-4>

【事業課産業係】

農閑期における少雨・少雪を考慮し、農繁初期に農業用水確保のため、節水の協力を広報紙及びホームページで周知する必要がある。

7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

7-1 ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生

○農業用ため池ハザードマップの作成・活用<7-1>

【事業課産業係】

東日本大震災では多くのため池で決壊等の被害が発生したという教訓を踏まえ、農業用ため池の防災・減災対策として浸水想定区域を図示したハザードマップの作成が求められている。令和2年度までに防災重点ため池のハザードマップ作成率 100%達成を目標として設定しており、また、耐震診断の達成率を令和4年度までに 100%達成を目標として設定している。

7-2 有害物質の大規模拡散・流出

○有害物質の流出・拡散対策の推進<7-2>

【住民福祉課住民係】

有害物質の大規模拡散防止対策については、住民の健康への配慮や安全の確保、衛生や環境面での安全・安心のための情報を迅速かつ正確に伝達することが必要であることから、今後も引き続き、国、県、関係市町村と連携を図っていく必要がある。

○アスベスト使用被災建築物の適切な管理・解体<7-2>

【住民福祉課住民係】

災害発生時においてアスベスト使用建築物が損壊・破損することに伴い、アスベストが飛散・暴露する恐れがあるため、平常時から関係部局等との連携の下、アスベスト使用建築物の把握に努め、災害時において迅速かつ的確な応急対策を行うための体制整備を進めておく必要がある。

7-3 原子力発電所等からの放射性物質の放出及びそれに伴う被ばく

○原子力防災体制の充実・強化<7-3>

【住民福祉課住民係】

原子力災害の教訓を踏まえ、県主催の原子力防災通信訓練に参加するなど、原子力防災体制の充実・強化を進めている。

7-4 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

○農業・林業の担い手確保・育成<7-4>

【事業課産業係】

農業担い手に向けた営農推進セミナーの開催や、就農希望者を対象とした村内外の相談会への出展等の取組みにより、担い手の数は現状を維持しているものの、依然として農業者の高齢化や農業経営体数の減少、東日本大震災及び原子力災害の影響に伴う風評による営農意欲の減退等さまざまな課題による担い手の減少が懸念されている。自然災害の発生に備え、農地の多面的機能が十分に発揮されるよう、人・農地相談センターや県、農協等関係機関との連携により、認定農業者・新規就農者の確保・育成を推進するとともに、農用地の利用集積や経営の規模拡大・効率化を促進し、経営基盤の強化を図ることにより農業担い手の確保に取り組む必要がある。

○森林の多面的機能の維持・保全（再掲）<1-3、7-4>

【事業課産業係】

森林の整備及び保全等を適切に実施し、森林が有する国土保全機能（土砂災害防止、洪水緩和等）を確保するため、総合的な対応として、間伐等の森林整備を継続して実施する必要がある。また、併せて、治水・治山施設の整備等の防災減災対策をハード対策・ソフト対策を組み合わせる必要がある。

○有害鳥獣対策の充実・強化<7-4>

【事業課産業係・住民福祉課住民係】

近年、有害鳥獣の生息域が拡大傾向にある一方、対策に当たる人材が不足し、農作物等への被害増加が懸念される状況にある。鳥獣被害を一因とする耕作放棄地の発生や集落機能の低下、森林の荒廃等は、災害発生時における被害拡大のリスクを増加させる可能性もあることから、生息環境の管理、被害防除及び効果的な捕獲等を組み合わせた総合的な対策を推進するとともに、鳥獣被害防止対策を担う人材の育成に取り組み、関係機関が連携した鳥獣被害防止対策を強化していく必要がある。

7-5 風評等による地域経済等への甚大な影響

○家畜伝染病対策の充実・強化（再掲）<2-5、7-5>

【事業課産業係】

災害時においても家畜伝染病の発生は、救助・救急・医療活動への脅威となりうることから、伝染病発生の予防策、伝染病が発生してしまった際の早期沈静化及びまん延防止対策を迅速かつ的確に行う必要がある。

8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

- 災害廃棄物等の処理・収集運搬体制の確立<8-1> 【住民福祉課住民係】
大規模な地震や水害等の発生時には、通常どおりの廃棄物処理が困難となるとともに、大量の廃棄物が発生することが見込まれるため、災害廃棄物等の処理・収集運搬体制の充実・強化に取り組む必要がある。

8-2 復旧・復興を担う人材の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

- 大規模災害時等における広域応援体制の充実・強化（再掲）<2-1、2-3、3-1、8-2> 【住民福祉課住民係】
大規模災害等が発生し、本村単独では十分な応急措置ができない場合に備え、長野県下条村や南会津郡4町村、白河・西白河管内市町村と相互応援協定を締結しているが、更なる応援体制の充実・強化が必要である。
- 災害・復興ボランティア団体との連携強化<8-2> 【住民福祉課住民係】
大規模自然災害等が発生した場合であっても、ボランティアを円滑に受け入れ、ボランティアを必要とする作業内容や場所等の把握、災害ボランティアセンターの設置、ボランティアの活動調整等を適切に行うため、ボランティア受入れの窓口となる村社会福祉協議会との連携・協働による取組を促進し、災害・復興ボランティア受入体制の充実を図る必要がある。

8-3 地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

- 自助・共助の取組推進（再掲）<1-4、2-1、8-3> 【住民福祉課住民係】
少子高齢化や地域の連帯意識の希薄化等により、災害時に自分の身を守ることや、地域の協力・助け合いで対応することが難しくなっている。大規模な自然災害が発生した際に、被害を最小限に抑えるため、どのような取組が必要か検討する必要がある。

○避難行動要支援者対策の推進（再掲）＜1-4、8-3＞ **【民福祉課住民係】**

高齢者、障がい者などの要配慮者は、災害情報の受理・認識、避難行動、避難所における生活等の場面で困難に直面することが予想され、要配慮者に対する防災対策が重要な課題となっている。

避難行動要支援者名簿の作成・随時更新や対象者一人一人の具体的な個別支援計画の作成に取り組むとともに、関係機関及び地域住民の協力・連携による避難行動要支援者の避難訓練を実施するなど、地域防災力の向上及び避難行動要支援者対策の充実を推進していく必要がある。

○公共交通の役割（再掲）＜6-3、8-3＞ **【総務課企画財政係】**

災害時には、交通手段を持たない学生や高齢者、障がい者のほか、鉄道、道路などの被災により通常の移動が困難になる方が多くなることが見込まれるため、これらの方に対し、通勤、通学、通院、買い物などの日常生活に必要な移動手段を確保することが求められる。

○地域コミュニティの再生・活性化＜8-3＞ **【総務課企画財政係】**

人口減少や高齢化の加速により、まちなかのコミュニティによる活性化は、様々な問題を抱えていることから、再生・活性化を図っていく。

【事業課産業係】

人口減少や高齢化の加速により、まちなかのコミュニティによる活性化は、未だ課題が多く残されている状況となっているため、若手や子育て世代など新たなコミュニティを呼び込むことができるものとして、商工会自体で実施している事業への補助により事業の継続化を図る必要がある。